

## 四半期

### 1) ED の提案内容

金融商品及び賃貸等不動産で、四半期財務諸表において公正価値を注記することとしたものについては、公正価値のレベル別の内訳を記載する。（基準第18項）

### 2) 寄せられたコメント

「四半期報告書においてはレベル別の開示を不要とすべし」との意見があった。

現状の金融商品の時価開示においては、四半期決算時はその迅速性に配慮し著しい変動がない場合は開示不要とされている。また、新成長戦略においても、わが国企業・産業の成長を支える金融等の観点から、「四半期報告の大幅な簡素化」が盛り込まれ、2010年度中に所要の改革を行うこととされている。

今回求められている公正価値のレベル別の内訳の開示は、その作業負担が膨大であり、四半期決算での開示は実務上困難と考えられる。

### 3) 日本における四半期基準の見直し

新四半期基準対応で、賃貸不動産開示指針及び金融商品時価開示指針での四半期開示は削除されたが、金融商品の時価等の注記については、新四半期適用指針第80項で、引き続き四半期での開示を求めることとなった（但し、非金融機関等は、第1、3四半期の開示は省略可）。

	金融商品		賃貸等不動産
	金融機関等	左記以外	
1Q	要	省略可	不要
2Q	要	要	不要
3Q	要	省略可	不要

### 4) IASB の取り扱い

IAS34 が同時に変更され、金融商品については Interim であっても IFRS13 と同様の開示が求められる。

なお、何が Interim に該当するかは各国の開示制度によってきまるものと考えられている。

### 5) 検討のポイント

IASB の取り扱い

- IASB では、金融商品については Interim であっても IFRS13 と同様の開示（レベル別だけではない）が求められる。
- 国際的比較の観点から、この点は十分斟酌する必要がある。

「四半期基準の見直し」の考慮

- 四半期開示の目的は、企業集団又は企業の状況に関する財務諸表利用者の投資判断に資するために、それに重要な影響を及ぼす可能性のあるものを開示することにある。
- かかる観点から、今般、開示科目の見直し行われた。見直しの結果は十分斟酌すべきと考える。即ち、
  - ✓ 金融商品が対象。賃貸等不動産は対象外。
  - ✓ 金融機関等とそれ以外かで対象時期を分ける（非金融機関は 2 Q のみが対象）

6) 提案

新四半期基準で開示を求められる金融商品についてのみ、新公正価値基準が年次で求めるのと同様の開示を求めることでどうか？ ただし、非金融機関等については 2 Q のみを必須とし、1 Q 及び 3 Q は、開示を省略することができると、することでどうか？

	金融商品		賃貸等不動産
	金融機関等	左記以外	
1 Q	要	省略可	不要
2 Q	要	要	不要
3 Q	要	省略可	不要

以上

【 公正価値測定 ED】

18項

企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(以下「金融商品時価開示適用指針」という。)及び企業会計基準第20号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」に基づき、四半期財務諸表において公正価値を注記することとしたものについては、公正価値のレベル別の内訳を記載する。

【 四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針】

80項

会計基準第19項(21)及び第25項(20)で定める「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項」とは、企業集団又は企業の状況に関する財務諸表利用者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるものであり、例えば次のようなものが挙げられる。なお、金額の記載にあたり、適時に正確な金額を算定することができない場合には、概算額によって記載することもできる。

- (1) 資産の控除科目として表示されていない貸倒引当金の記載
- (2) 子会社の決算日に変更があり、かつ四半期損益に重要な影響を及ぼす場合に変更があった旨及びその内容
- (3) 企業集団の事業運営にあたっての重要な項目であり、かつ、前年度末と比較して著しく変動している資産又は負債等に関する次の事項

ただし、総資産の大部分を金融資産が占め、かつ総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める企業集団以外の企業集団においては、第1四半期及び第3四半期では注記を省略することができるが、当該注記を省略する場合は第1四半期より行うこととする。なお、四半期個別財務諸表を開示する場合は企業集団を企業と読み替える。

金融商品に関する四半期貸借対照表の科目ごとに、四半期会計期間末における時価及び四半期貸借対照表計上額とその差額

満期保有目的の債券については、四半期会計期間末における時価及び四半期貸借対照表計上額とのその差額、その他有価証券については、有価証券の種類(株式及び債券等)

ごとに四半期会計期間末における四半期貸借対照表計上額及び取得原価とその差額

デリバティブ取引(ヘッジ会計が適用されているものは除くことができる。)については、取引の対象物の種類(主な通貨、金利、株式、債券及び商品等)ごとの契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益